

	起案日	予定価格	見積日付	見積額	決裁日付	契約日付	契約額	支払日	支払額
住民訴訟	H24.3.21	2,100,000	H24.3.26	2,100,000	H24.3.26	H24.3.26	2,100,000	H24.4.19 H25.3.21	1,050,000 1,050,000
差止訴訟	H24.12.13	2,625,000	H24.12.17	2,625,000	H24.12.17	H24.12.17	2,625,000	H25.2.7 H25.4.18	1,575,000 1,050,000
仮の差止め	H24.12.13	2,100,000	H24.12.17	2,100,000	H24.12.17	H24.12.17	2,100,000	H25.2.7 H25.3.21	1,050,000 525,000
控訴	H25.5.9	525,000	H25.5.20	525,000	H25.5.20	H25.5.20	525,000		
合計				7,350,000					6,300,000

起案用紙（一般用）1号

ファイル名	住民訴訟		
サブタイトル			
分類コード	B00	保存年限	常用
ファイル管理番号	0000019795		

文書番号	436	決裁区分	副市長	文書管理番号	0400577407
起案年月日	平成24年 8月21日	決裁年月日	124.3.21	収受年月日	

主管	係		係長	課長	部長	副市長	公印	
		本 田	香 田			大 塚	富 部	
起案者								
総務部								
総務課								
行政係								
中山 崇	印							
内線	番							

合議及び意見

あて先 三ツ角法律事務所

件名  
訴訟費用に関する見積り依頼について

伺文 このことについて次のとおり決定してよろしいが

起案理由

原告 氏から訴訟を提起されたため、下記のとおり弁護士を選任し、訴訟委任に係る見積りを依頼するもの。

記

- 選任及び見積り依頼する弁護士  
三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正
- 選任理由  
本市の顧問弁護士であり、本件に関して訴訟前から事前に相談を行っていたため。
- 取掛額  
2,100,000円（着手金1,050,000円、報酬金1,050,000円）

4 予定価格

..... 取掛額と同額

5 支出科目等

..... 2-1-1-13 取掛額2,100,000円

23宗総第 936 号  
平成24年3月21日

弁護士 三ツ角直正 様

宗像市長 谷井 博美  
(総務課行政係)

見積書の提出について (依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素から、本市行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、下記のとおり見積りを依頼します。ご多忙中誠に恐れ入りますが、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 見積依頼の内容  
平成24年(行ウ)第1号玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件に関する委任契約
- 2 見積書の様式  
自由様式
- 3 見積書の提出期限  
平成24年3月26日17時
- 4 見積書の提出先  
〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市総務部総務課
- 5 問い合わせ先  
総務課行政係 中山 【TEL】0940-36-1272 【FAX】0940-37-1242

平成 23 年度 超工 第 23 号  
( 年災害 ) 査定

平成 24 年 3 月 26 日 起案 平成 24 年 3 月 26 日 決裁

起案者	稟請何 内線( )	保	保長	担当 課長	担当 部長	教育長	保長	課長	部長	副市長	市長
	入札執行何 財政課										

起 工 伺  
入 札 執 行

事業名 訴訟等関係費 業務名 平成24年(行ウ)第1号玄海小学校改築工事公  
金支出差止請求事件委任契約

履行場所 線 宗像市役所

施行の方法・履行期間等	入札保証金	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額	円	契約の方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札
	契約保証金	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	円		<input type="checkbox"/> 指名競争入札
	前払金	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 部分払 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約
	履行期間	自 平成 24 年 3 月 26 日 日間 至 訴訟 終 結 の 日 まで			入札において地方自治法施行令第167条の2第1項8号(公営企業の場合は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号)に該当する場合は随意契約
	契約日	平成 24 年 3 月 26 日			
	入札通知書記布日	平成 年 月 日 時 分から 場所 時 分まで			
	入 札 (見積書提出期限)	平成 年 月 日 時 分 場所			

予算支出科目 02. 款 01. 項 01. 目 13 節  
款 項 目 節

検査職員 職氏名 総務課長 山本 茂徳  
監督職員 職氏名 係長 北原 一臣  
主任主事 中山 崇

契約書の添付書類 仕様書

予 算 額	2,100,000 円		
支出負担行為済額	0 円	設計金額(税込)	2,100,000 円
随意契約の場合の 贈与金額(税込)	2,100,000 円	随意契約の場合の 予定価格(税込)	2,100,000 円

概 要             補助事業         単独事業

標記訴訟委任契約について、下記のとおり随意契約してよろしいかお伺いします。

記

1. 随意契約の理由  
 下記の者は、本市の顧問弁護士であり、本件に関しては訴訟前から事前に相談を行っていたことから、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
2. 見積結果（随意契約の理由のとおり、契約の相手方が特定されるため、見積りは1者）  
 2,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
3. 契約者  
 三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正
4. 契約金額  
 減価交渉の結果、見積金額のとおりとする。
5. 予定価格とその根拠  
 設計金額と同額

# 見積書

平成24年3月26日

宗像市長 谷井 博美 様

福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所  
弁護士 三ツ角 直昭

ご依頼の件につき、下記のとおり見積りします。

## 1 事件概要

原告

被告 宗像市長 谷井 博美

裁判所 福岡地方裁判所

事件名 平成24年（行ウ）第1号  
玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件

## 2 見積金額

(1) 着手金1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）

(2) 報酬金1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）

※訴訟の結果如何に関わらず請求いたします。

(3) 訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委託事務を処理するために必要な費用は別途請求いたします。

以上

委任契約書

宗像市長谷井博美（以下「甲」という。）と弁護士三ツ角直正（以下「乙」という。）とは、次のとおり委任契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対し、下記事件について、一切の訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項に規定する一切の事項を委任し、乙はこれを受任する。

記

原告 宗像市長 谷井 博美  
被告 福岡地方裁判所  
裁判所 平成24年(行ウ)第1号  
事件名 玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件

- 2 甲は、乙に対し、着手金として1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）を支払う。
- 3 甲は、乙に対し、訴訟の結果如何に関わらず、報酬金として1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）を支払う。
- 4 甲は、訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委託事務を処理するために必要な費用を乙の請求により支払う。
- 5 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

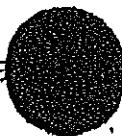
この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成24年3月26日

甲 宗像市東郷一丁目1番1号  
宗像市長 谷井 博美



乙 福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所  
弁護士 三ツ角 直正







# 支払請求付表兼支払調書

所 属 300101 総務部総務課行政係

1 頁

区 分 3 報酬

細 目 16 弁護士報酬

平成24年 4月10日

支給関係番号 2869

摘 要 H24 (行少) 第1号玄海中学校改築工事公金支出差止請求事件等

支出命令番号

支払日 平成24年 4月19日

(単位:円)

氏 名	数 値 等 単 価	支 給 額	源泉徴収税 社会保険料 雇用保険料	差引支給額	請求:領収
三ツ角 直正	1.0 日 1,000,000	1,000,000	100,000	900,000	
合 計		1,000,000	100,000	900,000	

請 求 書

宗像市長 谷井 博美 様

平成24年(行ウ)第1号玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件の着手金として、下記のとおり請求いたします。

一金1,050,000円(うち消費税及び地方消費税の額50,000円)

平成24年3月30日

福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正

振込先口座

金融機関名  
預金種別  
口座番号  
口座名義

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

検査年月日  
平成24年3月30日

総務課長

山本 秀徳

委任契約書

宗像市長谷井博美（以下「甲」という。）と弁護士三ツ角直正（以下「乙」という。）とは、次のとおり委任契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対し、下記事件について、一切の訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項に規定する一切の事項を委任し、乙はこれを受任する。

記

原告

被告

裁判所

事件名

宗像市長 谷井 博美

福岡地方裁判所

平成24年（行ウ）第1号

玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件

- 2 甲は、乙に対し、着手金として1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）を支払う。
- 3 甲は、乙に対し、訴訟の結果如何に関わらず、報酬金として1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）を支払う。
- 4 甲は、訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委任事務を処理するために必要な費用を乙の請求により支払う。
- 5 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成24年3月26日

甲 宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市長 谷井 博美



乙 福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号

三ツ角法律事務所

弁護士 三ツ角 直正





請 求 書

宗像市長 谷井 博美 様

平成24年(行ウ)第1号玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件の報酬金として、下記のとおり請求いたします。

一金1,050,000円(うち消費税及び地方消費税の額50,000円)

平成25年3月7日

福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正

振込先口座

金融機関名  
預金種別  
口座番号  
口座名義

[REDACTED]



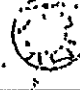



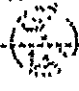
検査年月日  
平成25年3月7日

総務課長 石松豊幸 (石松)

起案用紙（一般用）：1号

ファイル名	住民訴訟				
サブタイトル					
分類コード	B00	保存年限	常用	ファイル管理番号	0000016795

文書番号	452	決裁区分	副市長	文書管理番号	0400820168
起案年月日	平成24年12月13日	決裁年月日	H24.12.13	收受年月日	

主 管	係	係長	課長	部長	副市長	公 印	
							
起案者	合 議						
総務部							
総務課							
行政係							
中山 崇  印							
内線 番							

合議及び意見


あて先 三ツ角法律事務所

件名

訴訟費用に関する見積り依頼について

伺・文 このことについて次のとおり決定してよろしいか

起案理由

原告  氏から訴訟（平成24年（行ウ）第84号玄海小学校改築処分差止請求事件）を提起されたため、下記のとおり弁護士を選任し、訴訟委任に係る見積りを依頼するもの。併せて予定価格の決定を行う。

1. 選任及び見積り依頼する弁護士

三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正

※宗像市契約事務規則第41条第1項第2号の規定により見積りは1者のみ。

2. 選任理由

本市の顧問弁護士であり、本件に関して訴訟前から事前に相談を行っていたため。



3. 設計額

2,626,000円（着手金1,575,000円、報酬金1,050,000円）

4. 予定価格

設計額と同額

5. 支出科目等

2-1-1-13 残額6,826,000円

24宗総第 452 号  
平成24年12月13日

弁護士 三ツ角直正 様

宗像市長 谷井 博美  
(総務課行政係)

見積書の提出について (依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素から、本市行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、下記のとおり見積りを依頼します。ご多忙中誠に恐れ入りますが、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 見積依頼の内容  
平成24年(行ウ)第84号玄海小学校改築処分差止請求事件に関する委任契約
- 2 見積書の様式  
自由様式
- 3 見積書の提出期限  
平成24年12月17日17時
- 4 見積書の提出先  
〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市総務部総務課
- 5 問い合わせ先  
総務課行政係 中山 【TEL】0940-36-1272 【FAX】0940-37-1242

平成 24 年 度 起工 第 117 号  
( 年災害 ) 査定

平成 24 年 12 月 17 日 起案 平成 24 年 12 月 17 日 決裁

起案者	業務所 総務課	内線( )	係	係長	担当 課長	担当 部長	教育長	係長	課長	部長	副市長	市長
	入札執行所 財政課											

起 工 伺  
入 札 執 行

事業名 訴訟等関係費 業務名 平成24年(行ウ)第84号玄海小学校改築処分差止請求事件

履行場所 線 筋 福岡地方裁判所

施行の方法・履行期間等	入札保証金	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額	円	契約の方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札
	契約保証金	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	円		<input type="checkbox"/> 指名競争入札
	前払金	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	部分払	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 随意契約
	履行期間	自 平成 24 年 12 月 17 日 一 日間 至 訴訟 終 結 の 日 まで			入札において地方自治法施行令第167条の2第1項8号(公営企業の場合は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号)に該当する場合は随意契約
	契約日	平成 24 年 12 月 17 日			
	入札通知書記布日	平成 年 月 日 時 分から 場所 時 分まで			
	入 札 (見積書提出期限)	平成 年 月 日 時 分 場所			

予算支出科目 02 款 01 項 01 目 13 節 / 款 項 目 節

検査職員 職氏名 課長 石松 豊幸 監督職員 職氏名 係長 徳永 淳 主任主事 中山 崇

契約書の添付書類 仕様書

予 算 額	6,825,000 円		
支出負担行為済額	0 円	設計金額(税込)	2,625,000 円 ✓
随意契約の場合の 附負金額(税込)	2,625,000 円	随意契約の場合の 予定価格(税込)	2,625,000 円 ✓

概 要            〇 補助事業            〇 単独事業

標記訴訟委任契約について、下記のとおり随意契約してよろしいかお伺いします。

記

1. 随意契約の理由  
 下記の者は、本市の顧問弁護士であり、本件に関しては訴訟前から事前に相談を行っていたことから、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
2. 見積結果(随意契約の理由のとおり、契約の相手方が特定されるため、見積りは1者)  
 2,625,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
3. 契約者  
 三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正
4. 契約金額  
 減価交渉の結果、見積金額のとおりとする。
5. 予定価格とその根拠  
 設計金額(着手金1,575,000円、報酬金1,050,000円)と同額

# 見 積 書

平成24年12月17日

宗像市長 谷井 博美 様

福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所  
弁護士 三ツ角 直正

ご依頼の件につき、下記のとおり見積りします。

## 1 事件概要

原告

被告 宗像市

裁判所 福岡地方裁判所

事件名 平成24年(行ウ)第84号  
玄海小学校改築処分差止請求事件

## 2 見積金額

(1) 着手金 1,575,000円 (うち消費税及び地方消費税の額75,000円)

(2) 報酬金 1,050,000円 (うち消費税及び地方消費税の額50,000円)  
以内で、双方協議により決定。

(3) 訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委託事務を処理するために必要な  
費用は別途請求いたします。

以上

委任契約書

宗像市長谷井博美（以下「甲」という。）と弁護士三ツ角直正（以下「乙」という。）とは、次のとおり委任契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対し、下記事件について、一切の訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項に規定する一切の事項を委任し、乙はこれを受任する。

記

原告 宗像市  
被告 宗像市  
裁判所 福岡地方裁判所  
事件名 平成24年（行ウ）第84号  
玄海小学校改築処分差止請求事件

- 2 甲は、乙に対し、着手金として1,575,000円（うち消費税及び地方消費税の額75,000円）を支払う。
- 3 甲は、乙に対し、報酬金として1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）以内の額を支払うこととし、当該支払額は、訴訟の経過・結果等を考慮した上で双方協議により決定する。
- 4 甲は、訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委任事務を処理するために必要な費用を乙の請求により支払う。
- 5 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成24年12月17日

甲 宗像市東郷一丁目1番1号  
宗像市長 谷井博美











乙 福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所  
弁護士 三ツ角直正




# 支出負担行為兼支出命令書

起案責任者	総務部総務課行政係 主任主事 中山崇	(庁内電話229)
起案日	平成25年 1月24日	

決 裁	総務部総務課行政係									
	担 当	係 長	課 長	部 長						
										
印 査	会計管理者会計課									
	担 当	係 長	課 長	会計管理者						
										

成24年度 支出命令番号 50218

<b>支出命令額</b>	¥1,575,000	配当予算残額	¥200,000
控除額	¥153,150	負担行為番号	47882
差引支払額	¥1,421,850	支出区分	通常払
所属	300101 総務部総務課行政係		
会計	01 一般会計		
予算区分	1 現年		
事業番号	00024 訴訟等関係費		
節内訳番号	00336 訴訟事件弁護士委託料		
款 項 目	02 総務費		
大事業	01 総務管理費		
中事業	01 一般管理費		
小事業	01 一般管理費		
細事業	10 訴訟等関係費		
節	01 訴訟等関係費		
細節	21 訴訟等関係費		
細々節	13 委託料		
	01 委託料		
	023 訴訟事件弁護士委託料		
			

摘要	平成24年(行ウ) 第84号玄海小学校改築処分差止請求事件着手金
----	----------------------------------

債権者 住所 名称 振込先	6000016185 福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目3-1 三ツ角法律事務所 三ツ角 直正	受取人
------------------------	--	-----

宗像市長様

上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日

# 支払請求付表兼支払調書

所属 300101 総務部総務課行政係

1頁

区分 3 報酬

細目 16 弁護士報酬

平成25年 1月28日

支給調書番号 2374 摘要 平成24年(行ウ)第84号玄海小学校改築処分差止請求事件着手

支出命令番号

支払日 平成25年 2月 7日

(単位:円)

氏名	数値等 単価	支給額	源泉徴収税 社会保険料 雇用保険料	差引支給額	請求・領収
三ツ角 直正	1.0 日 1,500,000	1,500,000	153,150	1,346,850	
<b>合 計</b>		1,500,000	153,150	1,346,850	





委任契約書

宗像市長谷井博美（以下「甲」という。）と弁護士三ツ角直正（以下「乙」という。）とは、次のとおり委任契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対し、下記事件について、一切の訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項に規定する一切の事項を委任し、乙はこれを受任する。

記

原告 宗像市  
被告 宗像市  
裁判所 福岡地方裁判所  
事件名 平成24年（行ウ）第84号  
玄海小学校改築処分差止請求事件

- 2 甲は、乙に対し、着手金として1,575,000円（うち消費税及び地方消費税の額75,000円）を支払う。
- 3 甲は、乙に対し、報酬金として1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）以内の額を支払うこととし、当該支払額は、訴訟の経過・結果等を考慮した上で双方協議により決定する。
- 4 甲は、訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委任事務を処理するために必要な費用を乙の請求により支払う。
- 5 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成24年12月17日

甲 宗像市東郷一丁目1番1号  
宗像市長 谷井博美



乙 福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所  
弁護士 三ツ角直正



# 領収済通知書

〒 810-0073	
福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目3-1 三ツ角法律事務所	
三ツ角 直正	
様	
平成24年度	受入納定 802012
担当課 会計管理者会計課審査係	
金額	51,050 円
摘要	源泉税 (2月7日不足分)
会計 70 歳入歳出外現金 歳計外番号 700313 源泉税 源泉税	
 <small>A 20129802012 A</small>	
納 定 日	納 期 限
平成25年 3月 1日	平成25年 3月15日
上記の金額を収納しましたから通知します。	領収日付印
宗像市長	 25.3.-8 会計課
	 25.3.5 福岡銀行 支店

(宗像市保管)

# 支出負担行為兼支出命令書

起案責任者	総務部総務課行政係 主任主事 中山崇	(市内電話 229 )
起案日	平成26年 3月31日	

決裁	総務部総務課行政係													
	担当	係長	課長	部長										
審査	会計管理室会計課													
	担当	係長	課長	会計管理者										

平成24年度 支出命令番号 65530

<b>支出命令額</b>	¥1,050,000	相当予算残額	¥0
控除額	¥102,100	負担行為番号	62019
差引支払額	¥947,900	支出区分	通常払
所屬	300101 総務部総務課行政係	支払方法	口座振替
会計	01 一般会計	窓口払区分	窓口払以外
予算区分	1 現年	支払予定日	平成26年 4月18日
事業番号	00024 訴訟等関係費		
節内訳番号	00336 訴訟事件弁護士委託料		
款	02 総務費		
項目	01 総務管理費		
大事業	01 一般管理費		
中事業	01 一般管理費		
小事業	19 訴訟等関係費		
細事業	01 訴訟等関係費		
節	21 訴訟等関係費		
細節	13 委託料		
細々節	01 委託料		
	023 訴訟事件弁護士委託料		



摘要	H24(行ウ)第84号玄海小学校改築如分差止請求事件訴訟委任報酬
----	----------------------------------

債権者住所	6000018186 福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目3-1 三ツ角法律事務所	受取人
名称	三ツ角 直正	
振込先	[Redacted]	

宗像市長様  
上額の金額を領収しました。 平成 年 月 日

# 支払請求付表兼支払調書

所 属 300101 総務部総務課行政係

1 頁

区 分 3 報酬

細 目 16 弁護士報酬

平成26年 4月10日

支給調書番号 3087 摘 要 H24(行ウ)第84号玄海小学校改築処分差止請求事件訴訟委任

支出命令番号

支払日 平成26年 4月18日

(単位:円)

氏 名	数 値 等 単 価	支 給 額	源泉徴収税 社会保険料 雇用保険料	差引支給額	請求・領収
三ツ角 直正	1.0 日 1,000,000	1,000,000	102,100	897,900	
<b>合 計</b>		1,000,000	102,100	897,900	

# 請 求 書

宗像市長 谷井 博美 様

平成24年(行ウ)第84号玄海小学校改築処分差止請求事件の報酬金として、下記のとおり請求いたします。

一金1,050,000円(うち消費税及び地方消費税の額50,000円)

平成25年3月31日

福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正

振込先口座

金融機関名

預金種別

口座番号

口座名義

検査年月日

平成25年3月31日

総務課長

石松豊幸

起案用紙（一般用） 1号

ファイル名	住民訴訟		
サブタイトル			
分類コード	B00	保存年限	常用
ファイル管理番号	0000016795		
文書番号	453	決裁区分	副市長
文書管理番号	0400629159		
起案年月日	平成24年12月13日	決裁年月日	1124.12.13
収受年月日			

主 管	係	係長	課長	部長	副部長	公 印	
	(本)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)
起案者	合 議						
総務部							
総務課							
行政係							
中山 崇							
内線 番							

合議及び意見

あて先 三ツ角法律事務所

件名

訴訟費用に関する見積り依頼について

伺 文 このことについて次のとおり決定してよろしいか

起案理由

原告 氏から訴訟（平成24年（行ク）第39号仮の差止め申立て）を提起されたため、下届のとおり弁護士を選任し、訴訟委任に係る見積りを依頼するもの。併せて予定価格の決定を行う。

記

1. 選任及び見積り依頼する弁護士

三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正

※宗像市契約事務規則第41条第1項第2号の規定により見積りは1割のみ。

2. 選任理由

本市の顧問弁護士であり、本件に関して訴訟前から事前に相談を行っていたため。

3. 取組額

起案用紙（一般用）2号

2. 100,000円 (着手金1,050,000円、報酬金1,050,000円)

4. 予定価格

概計額と同額

5. 支出科目等

2-1-1-13 残額6,826,000円



24宗総第 453 号  
平成24年12月13日

弁護士 三ツ角直正 様

宗像市長 谷井 博美  
(総務課行政係)

見積書の提出について (依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素から、本市行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、下記のとおり見積りを依頼します。ご多忙中誠に恐れ入りますが、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 見積依頼の内容  
平成24年(行ク)第39号仮の差止めの申立てに関する委任契約
- 2 見積書の様式  
自由様式
- 3 見積書の提出期限  
平成24年12月17日17時
- 4 見積書の提出先  
〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市総務部総務課
- 5 問い合わせ先  
総務課行政係 中山 【TEL】0940-36-1272 【FAX】0940-37-1242

平成24年度 起工 第 118 号  
( 年災害 ) 査定

平成24年12月17日 起案 平成24年12月17日 決裁

起案者	業務所	内線( )	係	係長	担当課長	担当部長	教育長	係長	課長	部長	副市長	市長
	入札執行所	財務課										

起 工 伺  
入 札 執 行

事業名 訴訟等関係費 業務名 平成24年(行夕)第39号仮の差止めの申立て委任契約

履行場所 線 筋 福岡地方裁判所

施行の方法・履行期間等	入札保証金	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額	円	契約の方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札
	契約保証金	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	円		<input type="checkbox"/> 指名競争入札
	前払金	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	部分払	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約
	履行期間	自 平成24年12月17日 至 訴訟終了日まで			入札において地方自治法施行令第167条の2第1項8号(公営企業の場合は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号)に該当する場合は随意契約
	契約日	平成24年12月17日			
	入札通知書配布日	平成 年 月 日 時 分から 場所 時 分まで			
	入札(見積書提出期限)	平成 年 月 日 時 分 場所			

予算支出科目 02 款 01 項 01 目 13 節 放 項 目 節

検査職員	職氏名 課長 石松 豊幸	監督職員	職氏名 係長 徳永 淳 主任 中山 崇
------	--------------------	------	---------------------------------

契約書の添付書類 仕様書

予 算 額	6,825,000 円		
支出負担行為済額	0 円	設計金額(税込)	2,100,000 円
随意契約の場合の 附負金額(税込)	2,100,000 円	随意契約の場合の 予定価格(税込)	2,100,000 円

概 要       補助事業       単独事業

標記訴訟委任契約について、下記のとおり随意契約してよろしいかお伺いします。

記

- 1 随意契約の理由  
 下記の者は、本市の顧問弁護士であり、本件に関しては訴訟前から事前に相談を行っていたことから、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。
- 2 見積結果(随意契約の理由のとおり、契約の相手方が特定されるため、見積りは1者)  
 2,100,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 3 契約者  
 三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正
- 4 契約金額  
 減価交渉の結果、見積金額のとおりとする。
- 5 予定価格とその根拠  
 設計金額(着手金1,050,000円、報酬金1,050,000円)と同額

# 見 積 書

平成24年12月17日

宗像市長 谷井 博美 様

福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所  
弁護士 三ツ角 直也

ご依頼の件につき、下記のとおり見積りします。

## 1 事件概要

申立人

被申立人 宗像市

裁判所 福岡地方裁判所

事件名 平成24年(行ク)第39号  
仮の差止めの申立て

## 2 見積金額

- (1) 着手金 1,050,000円 (うち消費税及び地方消費税の額 50,000円)
- (2) 報酬金 1,050,000円 (うち消費税及び地方消費税の額 50,000円)  
以内で、双方協議により決定。
- (3) 訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委託事務を処理するために必要な費用は別途請求いたします。

以上

委任契約書

宗像市長谷井博美（以下「甲」という。）と弁護士三ツ角直正（以下「乙」という。）とは、次のとおり委任契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対し、下記事件について、一切の訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項に規定する一切の事項を委任し、乙はこれを受任する。

記

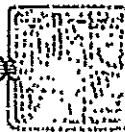
申立人 ██████████  
被申立人 宗像市  
裁判所 福岡地方裁判所  
事件名 平成24年（行ケ）第39号  
仮の差止めの申立て

- 2 甲は、乙に対し、着手金として1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）を支払う。
- 3 甲は、乙に対し、報酬金として1,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額50,000円）以内の額を支払うこととし、当該支払額は、訴訟の経過・結果等を考慮した上で双方協議により決定する。
- 4 甲は、訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委託事務を処理するために必要な費用を乙の請求により支払う。
- 5 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

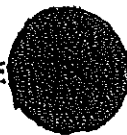
この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成24年12月17日

甲 宗像市東郷一丁目1番1号  
宗像市長 谷井博美



乙 福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所  
弁護士 三ツ角直正





# 支払請求付表兼支払調書

所 属 300101 総務部総務課行政係

1 頁

区 分 3 報酬

種 目 18 弁護士報酬

平成26年 1月28日

支給図番番号 2372 摘 要 平成24年(行ク)第38号仮の差止めの申立てに係る着手金

支出命令番号 支払日 平成26年 2月 7日

(単位: 円)

氏 名	数 値 等 単 価	支 給 額	源泉徴収税・ 社会保険料 雇用保険料	差引支給額	請求・領収
三ツ角 直正	1.0 日 1,000,000	1,000,000	102,100	897,900	
合 計		1,000,000	102,100	897,900	

# 請 求 書

宗像市長 谷井 博美 様

平成24年(行ク)第39号仮の差止めの申立てに係る着手金として、下記のとおり請求いたします。

一金1,050,000円(うち消費税及び地方消費税の額50,000円)

平成25年 / 月24日

福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正

振込先口座

金融機関名

預金種別

口座番号

口座名義

検査年月日

平成25年 / 月24日

総務課長

石松 豊幸

捺印

HP5-1-24








# 支出負担行為兼支出命令書

発案責任者	総務部総務課行政係 主任主事 中山崇	(庁内電話 229- )
起案日	平成25年 3月 8日	

決 算	総務部総務課行政係														
	担 当	係 長	課 長	部 長											
勘 査	会計管理者会計課														
	担 当	係 長	課 長	会計管理者											

平成24年度 支出命令番号 58681

支出命令額		¥525,000	相当予算残額	¥0
控除額		¥51,050	負担行為番号	58822
差引支払額		¥473,950	支出区分	通常払
所属	300101 総務部総務課行政係		支払方法	口座振替
会計	01 一般会計		窓口払区分	窓口払以外
予算区分	1 現年		支払予定日	平成25年 3月21日
事業番号	00024 訴訟等関係費			
箇内訳番号	00336 訴訟事件弁護士委託料			
款 項	02 総務費			
目	01 総務管理費			
大目	01 一般管理費			
中目	01 訴訟等関係費			
小目	01 訴訟等関係費			
細目	21 訴訟等関係費			
節	13 委託料			
細節	01 委託料			
細々節	023 訴訟事件弁護士委託料			

摘要	H24(行ク)第39号仮の差止めの申立て事件委任報酬
----	----------------------------

債権者住所	福岡県福岡市中央区鶴崎3丁目3-1 三ツ角法律事務所	受取人	
名称	三ツ角 直正		
振込先	[Redacted]		

宗像市長様  
上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日



# 請 求 書

宗像市長 谷井 博美 様

平成24年(行ク)第39号仮の差止めの申立てに係る報酬金として、下記のとおり請求いたします。

一 金525,000円 (うち消費税及び地方消費税の額25,000円)

平成25年 3月 7日

福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正

振込先口座

金融機関名

預金種別

口座番号

口座名義

検査年月日

平成25年 3月 7日

総務課長

石松 豊幸 (印)

起案用紙（一般用）1号

ファイル名	住民訴訟				
サブタイトル					
分類コード	B00	保存年限	常用	ファイル管理番号	0000016795
文書番号	88	決裁区分	部長	文書管理番号	0400656908
起案年月日	平成25年 5月 9日	決裁年月日	14.5.9	收受年月日	

主 管	係	係長	課長	部長	公 印
	本田	山崎	山崎	永尾	件
起案者					
総務部					
総務課					
行政係					
中山 崇	印				
内線 番					

合議及び意見

あて先 三ツ角法律事務所

件名  
訴訟費用に関する見積り依頼について

伺 文 このことについて次のとおり決定してよろしいか

起案理由

〇〇氏から訴訟（平成25年（行三）第17号玄海小学校改築処分差止請求権事件）を提起されたため、下記のとおり弁護士を選任し、訴訟委任に係る見積りを依頼するもの。併せて予定価格の決定を行う。

記

1. 選任及び見積り依頼する弁護士  
三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正  
※宗像市契約事務規則第41条第1項第2号の規定により見積りは1名のみ。

2. 選任理由  
本市の顧問弁護士であり、原審（平成24年（行立）第84号玄海小学校改築処分差止請求事件）について訴訟を委任していたため。

3 股計額

525,000円（着手金0円（原審で支払済）、報酬金525,000円（原審の半額））

4 予定価格

股計額と同額

5 支出科目等

2-1-1-13 残額525,000円

25宗総第 88 号  
平成25年5月 9 日

弁護士 三ツ角直正 様

宗像市長 谷井 博美  
(総務課行政係)

見積書の提出について (依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素から、当市行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、下記のとおり見積りを依頼します。ご多忙中誠に恐れ入りますが、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 見積依頼の内容  
平成25年(行ニ)第17号玄海小学校改築処分差止請求控訴事件に関する委任契約
- 2 見積書の様式  
自由様式
- 3 見積書の提出期限  
平成25年5月20日17時
- 4 見積書の提出先  
〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市総務部総務課
- 5 問い合わせ先  
総務課行政係 中山 【TEL】0940-36-1272 【FAX】0940-37-1242

平成 25 年度 起工 第 44 号  
( 年災害 ) 査定

平成 25 年 5 月 17 日 起案 平成 25 年 5 月 20 日 決裁

起案者	業務内 内線(229)	係	係長	担当課長	担当部長	教育長	係長	課長	部長	副市長	市長
	総務課	入札執行係	財政課								

起 工 伺  
入 札 執 行

事業名 訴訟等関係費 業務名 平成25年(行ニ)第17号玄海小学校改築処分差止請求控訴事件

履行場所 線 福岡高等裁判所

施行の方法・履行期間等	入札保証金	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額	円	契約の方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札
	契約保証金	<input checked="" type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>	円		<input type="checkbox"/> 指名競争入札
	前払金	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	部分払	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約
	履行期間	自 平成 25 年 5 月 20 日 ー 日間 至 訴訟 終 結 の 日 まで			入札において地方自治法施行令第167条の2第1項8号(公営企業の場合は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号)に該当する場合は随意契約
	契約日	平成 25 年 5 月 20 日			
	入札通知書配布日	平成 年 月 日 時 分から 場所 時 分まで			
	入 札 (見積書提出期限)	平成 年 月 日 時 分 場所			
予算支出科目	02 款 01 項 01 目 13 節 款 項 目 節				

検査職員	職氏名 総務課長 安部 武彦	監督職員	職氏名 係長 徳永 淳 主任主事 中山 崇
------	----------------------	------	-----------------------------

契約書の添付書類 仕様書



予 算 額	1,980,000 円		
支出負担行為済額	1455000 円	設計金額(税込)	525,000 円
随意契約の場合の 附負金額(税込)	525,000 円	随意契約の場合の 予定価格(税込)	525,000 円

概 要       補助事業       単独事業

標記訴訟委任契約について、下記のとおり随意契約してよろしいかお伺いします。

記

1 随意契約の理由

下記の者は、本市の顧問弁護士であり、原審について訴訟を委任していたことから、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第1.67条の2第1項第2号の規定により随意契約とする

2 見積結果(随意契約の理由のとおり、契約の相手方が特定されるため、見積りは1者)  
525,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 契約者  
三ツ角法律事務所 弁護士 三ツ角 直正

4 契約金額  
減価交渉の結果、見積金額のとおりとする。

5 予定価格とその根拠  
設計金額(着手金0円(原審で支払済)、報酬金525,000円(原審の半額))と同額

# 見 積 書

平成25年5月17日

宗像市長 谷井 博美 様

福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所  
弁護士 三ツ角 直正

ご依頼の件につき、下記のとおり見積りします。

1 事件概要

控訴人

被控訴人 宗像市

裁判所 福岡地方裁判所

事件名 平成25年(行コ)第17号  
玄海小学校改築処分差止請求控訴事件

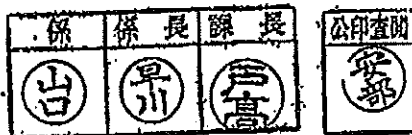
2 見積金額

(1) 着手金 なし

(2) 報酬金 525,000円 (うち消費税及び地方消費税の額 25,000円)

(3) 訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委託事務を処理するために必要な費用は別途請求いたします。

以上



委任契約書

宗像市長谷井博美（以下「甲」という。）と弁護士三ツ角直正（以下「乙」という。）とは、次のとおり委任契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対し、下記事件について、一切の訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項に規定する一切の事項を委任し、乙はこれを受任する。

記

控訴人（原審原告）

被控訴人（原審被告） 宗像市

裁判所 福岡高等裁判所

事件名 平成25年（行コ）第17号玄海小学校改築処分差止請求控訴事件  
（原審：平成24年（行ウ）第8.4号玄海小学校改築処分差止請求事件）

- 2 甲は、乙に対し、報酬金として525,000円（消費税及び地方消費税の額25,000円を含む。）を支払う。なお、原審に関する平成24年12月17日付け委任契約に基づく報酬金1,050,000円（消費税及び地方消費税の額50,000円を含む。）を請求したため、着手金はなしとする。
- 3 甲は、訴訟印紙代、書類送達代、記録謄写料その他委託事務を処理するために必要な費用を乙の請求により支払う。
- 4 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年5月20日

甲 宗像市東郷一丁目1番1号  
宗像市長 谷井博美



乙 福岡市中央区舞鶴3丁目3番1号  
三ツ角法律事務所  
弁護士 三ツ角直正

